

軍事領域におけるA I及び国際の平和及び安全への影響に関する  
日本から国際連合に提出した作業文書

2025年4月11日

2024年12月に国連総会で採択された決議A/RES/79/239は、国連事務総長に対し、自律型致死兵器システム(LAWS)以外に特に焦点を当て、軍事領域における人工知能(AI)の活用による国際の平和及び安全に与える機会と課題について国連加盟国及びオブザーバー国の意見を聴取し、当該意見を含む附属書と共に、当該意見を要約し既存及び新たな規範的提案を列挙した報告書を各国による更なる議論のために国連総会第80会期に提出することを求めている。日本は、同報告書の準備及びこのトピックに関する更なる議論に資することを目的に、本件に関する日本の見解を以下のとおり提出する。

## I. 総論

1. 日本は、全ての人々が平和、安定及び繁栄を享受できるよう、法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序を維持・強化し、人間の尊厳が守られる安全で安心な世界を実現するための外交を推進することにコミットしている。このような目標に沿って、日本は、国際の平和及び安全並びに軍備管理及び軍縮の強化に向けた取組に積極的に関与してきた。
2. 日本は、軍事領域におけるAI活用については、そのリスクとメリットを十分理解し、人道的考慮と安全保障上の観点の双方を考慮しつつ、包括的に検討を行う必要があるとの見解である。軍事領域におけるAI活用に関する理解を深め、そのリスクを軽減しながら利益を最大化するため、責任ある利用に向けた現実的かつ実践的な取組を進めることが有意義である。
3. 軍事領域におけるAI活用について、日本は、(1) 既存の国際法がAIのライフサイクルを通じて生ずる国際法に規律される事項に対して適用されること、(2) AI能力は責任ある形で活用されるべきこと及び(3) AIの利用と効果に対する責任・説明責任は人間が負うという見解を支持する。また、日本は、リスクを低減しながら利益を最大化するための重要な信頼醸成措置として、透明性を強化する必要性を強調する。

## II. 軍事領域におけるAI活用が国際の平和及び安全にもたらす機会と課題に関する日本の見解と取組

### 1. 機会

#### (a) 見解

A Iを含む科学技術の急速な進展は安全保障の在り方を根本的に変化させている。

各国は戦闘の様相を一変させ、「ゲームチェンジャー」となり得る先端技術の開発を行っており、民生用の技術と安全保障用の技術の区別が実際には極めて困難になっている。AIは、軍事作戦、指揮統制、情報収集・警戒監視・偵察（ISR）活動、訓練、情報管理、後方支援など、軍事活動のあらゆる側面を変革する途方もない可能性を有している。軍事領域におけるAIの幅広い用途を踏まえると、AI活用は、精度・正確性・効率性の向上、状況認識と理解の向上、迅速な情報分析の促進、ヒューマンエラーの減少、省人化といった利益をもたらす得る。その適切な活用は、紛争下のより良い文民保護や紛争後の平和構築に寄与し得る。

(b) 「機会」の活用に向けた日本の取組

軍事領域におけるAI活用においては、AIの機能と限界を念頭に置きつつ、人間が特定した課題を克服する上でAIを活用することが有効かを考える必要がある。AI活用自体は目的ではなく、AIの機能や限界を考慮することなくAI活用を検討することは避けるべきである。したがって、各国は、軍事用AI能力が明確かつ適切に定義された用途を持ち、意図された機能を果たすように設計・構築されることを確保すべきである。これらを念頭に、軍事領域におけるAI及びその機能や限界に関する国際的な共通理解並びに軍事領域におけるAIの潜在的な活用に関する共通理解の醸成を図ることが重要である。防衛当局のAI活用として、防衛省は、2024年7月に軍事領域におけるAIの機能や限界及びAI活用を重視する分野に関する現時点での考え方を示す「防衛省AI活用推進基本方針」（以下「基本方針」という。）を公表した。

この「基本方針」において、防衛省は、現時点でのAIの能力と限界を考慮し、重点的にAI活用を図る以下の7つの分野を特定した。

- A) 目標の探知・識別
- B) 情報の収集・分析
- C) 指揮統制
- D) 後方支援業務
- E) 無人アセット
- F) サイバーセキュリティ
- G) 事務処理業務の効率化

「基本方針」においては、AIは人間の判断のサポートのために活用され、その活用に当たっては、人間による関与が不可欠であることも示している。

## 2. 課題

(a) 見解

軍事領域におけるAI活用は、技術の誤用・悪用の可能性のほか、バイアスや意図せざる結果などに起因する紛争の閾値の低下やエスカレーションを招くリスクがある。この点に関し、日本は、国家や非国家主体による大量破壊兵器の拡散にAIが利用さ

れることを防ぐ必要性があり、A Iが軍縮、軍備管理及び不拡散の取組を支援し、これらを妨げるべきではないことを強調する。

(b) 「課題」の対処に向けた日本の取組

バイアスや誤用・悪用といったリスクを踏まえ、防衛省は、2024年4月に公表された日本の「A I事業者ガイドライン」で示されている(1)人間中心、(2)安全性、(3)公平性、(4)プライバシー保護、(5)セキュリティ確保、(6)透明性及び(7)アカウントビリティの考え方を参考としつつ、国際社会や他国の防衛当局との議論にも注意を払い、A Iがもたらすリスクの低減に取り組むこととしている。

さらに、日本は、A I等の新興技術が核軍縮・不拡散に及ぼし得る影響をしっかりと注視している。この文脈において、日本は、2022年のNPT運用検討会議において、核兵器の使用に関する主権的決定に関する情報を提供し、実行するために不可欠な全ての行動に対し、人間による管理と関与を維持するとの米国、英国及びフランスのコミットメントを歓迎し、他の核兵器国も同様の表明を行うことを求める。さらに、「核兵器のない世界」に向けた国際賢人会議(IGEP)は、2026年のNPT運用検討会議に向けた提言において、新興技術に関連する新たな課題と機会に対処するために協力して取り組む必要性を強調した。

### Ⅲ. 議論の将来及び国際協調への見解

1. 技術の急速な発展と進歩に歩調を合わせるため、軍事領域におけるA Iのガバナンスには柔軟かつバランスの取れた現実的なアプローチが必要である。日本は、軍事領域における責任あるA Iのための取組は、A I技術の研究、開発、実験及びイノベーションに関する取組を妨げるものではなく並行して進めることができると強調する。また、特定のA I技術を問題視する議論は、萎縮効果を生じることを含め、民生分野における技術の発展やイノベーションを阻害するおそれがあることに留意するべきである。加えて、軍事領域におけるA I活用については、関連するステークホルダーの関与や交換を含め、包摂的な方法で議論されるべきである。
2. 上記の検討を踏まえ、日本は、「軍事領域における責任あるA I利用(REAIM)」サミットや「A Iと自律性の責任ある軍事利用に関する政治宣言」を強く支持し、より多くの国がこれらイニシアティブに参加することを期待する。

LAWSに関しては、日本は、特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)の下での議論の継続を強く支持し、軍事領域におけるA I活用に関する議論がCCWの下でのLAWSに関する政府専門家グループ(GGE)における議論を補完し強化することを期待する。
3. 日本は、軍事領域におけるA I活用の透明性は、リスク低減や国家間の効果的な連携及び協力にもつながる信頼醸成措置として重要であると認識している。また、日本は、

軍事領域におけるA Iの開発、展開及び利用における責任あるアプローチを促進するための能力構築の重要性を認識し、このアプローチに関する知識格差の縮小を目的とする国際協力の強化にコミットする。この点に関し、グッドプラクティスや教訓を交換するといった手法が有用であり、日本は、各国との意見交換の機会を活用していく。

4. 最後に、日本は、軍事領域におけるA I活用について、人道的考慮と安全保障上の観点を勘案したバランスの取れた議論を通じ、国際社会において共通認識が得られるよう、国際的な議論に今後も積極的かつ建設的に参加していく。